# 近頃の租税回避事例で読み解く国際課税問題
# ～情報プラットフォームはどこまで有効か～

渡辺　美由紀（大田原支部）

## はじめに

国境を越えた租税回避スキームは情報の非対称性、各国の税制や法制度の非対称性を利用して重層化された一連の裁定取引スキームといえる。

租税は国家主権の最たるもので、それぞれの国が自国にとって最適な税制を構築する結果、各国間の法制度も条約もそれぞれ異なっている。さらに国境を越える税務情報の入手には国家主権の壁があり、課税庁が外国に存在する自国の納税者情報を自由に入手することはできない。一方納税者側はトップシークレットともいえる自分の税務情報を熟知し、国家間の法制度の違いも知っている。このような非対称性のもとで、長いこと国境を越えた租税回避スキームの全体像は明らかにならなかったし、情報がなければ各国の法制度や国家間の条約をあらかじめ租税回避に対応できる設計にすることなどできなかった。成熟した効率的資本主義とグローバル経済のもとで、納税者があらゆる非対称性の間隙をぬってどこからも課税されない loophole、いわゆる法の抜け穴を見つけて税金費用を最小化する裁定取引を構築することは歴史の必然だったのではないか。

本稿は広く浅く、重要なエッセンスを体感しているほうが即断即決を要求される実務の世界では役に立つという拙い私の経験則から、よく知られた最近の事例からそのエッセンスを抽出して国際課税問題にアプローチすることにした。

第１章では租税回避が問題となっている背景としてトマ･ピケティの主張を取り上げる。世界中で起きている格差の正体は何か、その処方箋はどこにあるのか、極論ともいわれるがその主張は示唆に富んでいる。また租税回避は一部の者だけが裕福でも経済全体としては損失が生じるといわれる。失われている国家の富はどのくらいなのか､ガブリエル･ズックマンの分析結果を取り上げる。

第２章では多国籍企業の租税回避スキームとして広く知られるようになった Double Irish with a Dutch Sandwich（以下「DIDS」）と Swiss Trading Company を取り上げる。従来違法性はないとされてきた DIDS スキームが OECD・G20 の BEPS プロジェクトによって現在進行形でどのように包囲されつつあるのか。2015 年 10 月の BEPS 最終報告書の勧告内容をうけて各国が税法改正を加速させる Post BEPS の局面に入ったといわれるが、租税情報入手方法の飛躍的な効率化とそこに潜む問題点について考察を加える。また Swiss Trading Company の租税回避スキームで生じた非課税コストとは何であったか紹介する。

第３章では個人富裕層の国境をこえた租税回避事例を取り上げる。企業の富は最終的には個人である自然人に分配されるため、究極的には自然人の情報の入手に行きつくであろう。武富士事件で裁判長が述べた「租税法律主義という憲法の要請の下」で我が国の立法がどのような進展をみせてきたのか概観するとともに、法形式から実質的判断にシフトする困難性について検討する。今後予定される銀行口座自動交換における企業の「実質的支配者」情報が果たして入手できるのか、外国信託を用いた多階層化されたスキームを想定して考察を加える。

第４章では 2016 年２月に結審した IBM 事件とヤフー事件について取り上げる。着々と構築される情報プラットフォームがあっても、法整備が追いつかなければ税の執行に結びつかない。経済のグローバル化の進展と複雑な租税回避スキームには、もはや個別の立法

だけで対応するには限界が指摘され、一般否認規定の導入が議論されている。

第５章では先進国主導で急速に推し進める税務情報収集のためのプラットフォーム構築や租税回避規制に潜むリスクや民主主義の国家のあるべき方向性について私見を述べたい。

## 第１章 租税回避が問題とされる背景

### １　パナマ文書とタックス・ヘイブン

2016 年４月、いわゆる「パナマ文書」なる機密文書が国際調査報道ジャーナリスト連合（ICIJ）により公表され世界に衝撃を与えた。「衝撃」とは、課税当局が適法な手続きを経て入手できる情報とは比較にならない 2.6 テラバイトという莫大な情報が、合法違法に関係なく、政治家、芸能人、ダミー名義人に関わらず無差別に、一挙に名前が流出して白日の下にさらされ、改めてパナマやタックス・ヘイブンという言葉が社会に流布され社会の人々に認識されたことである。タックス・ヘイブンに統一的な定義があるわけではなく[1]、これに似た概念としてオフショア・金融センター[2]という概念もある。両者で言えるのは、単に税率が低いということだけではなく、その本質は匿名性と規制の緩さ、法人の実体は問われない、そして法的主体の実質的所有者を隠すことができるという特性があるということである。

一連の報道でタックス・ヘイブンというと何か悪いことをしているような印象がもたれてしまったが、たとえば我が国の集団投資信託などケイマン籍ファンドの証券投資額は平成 27 年度の日銀国際収支統計によると 744,264 億円で米国に次いで２位であり、投資家から集めた資金の再投資のためにタックス・ヘイブンを活用していること自体が問題なわけではない。その資金の投資収益がどこの誰に再投資されるかが秘密管轄であるがゆえに明らかにされないため課税逃れや政治的腐敗、マネーロンダリングの痕跡隠しに濫用される恐れがあることが本質的な問題とされる[3]。

### ２　トマ・ピケティ理論　格差の正体

タックス・ヘイブンを経由して実質的所有者がわからなくなった巨万の富がどこかに存在する。一方でヨーロッパには難民が、アフリカには極度の貧困層が、それのみならず先進国においてさえ中間層が滑落しつつあり、貧困の連鎖が起きている。フランスの経済学者トマ・ピケティによると世界規模でますます貧富の格差が広がっているという。この格差の正体は何なのか。ピケティは「21 世紀の資本」や「新・資本論」のなかで次のよう

---

１　OECD の定義（1998 年「有害な税の競争レポート」）ではタックス・ヘイブンの基本的な要素として①全くの無税か名目的な税のみである　②効果的な情報交換が行われていない　③透明性に欠ける　④実質的な経済活動がない

２　Financial Stability Forum “Report of the Working Group on Offshore Financial Centers”Apr.2000　①低税率か全くの無税　②源泉課税の徴収がない　③法人設立や免許が簡素で柔軟　④監督制度が簡素で柔軟　⑤信託、特別事業体が弾力的に利用できる　⑥実体のない金融機関や法人が認められる　⑦秘密保護法に基づく顧客に対する高度な秘密保持　⑧居住者に対しては非居住者と同じインセンティブを認めない

３　本庄資 「パナマ文書リークスに関して考えるべき問題」租税研究 2016 年７月号 493 頁

な要旨のことを述べている。[4] “1945 年から 1975 年は戦後復興を遂げる栄光の 30 年で年４～５％の成長を遂げてきた。技術面で世界の先頭集団に位置した時からどんな国でも１~1.5％以上の成長を維持することはできなくなる。21 世紀においては資本収益率（ｒ）>成長率（ｇ）とあらわすことができる。資本収益率（ｒ）とは資産が１年間にもたらす利益（賃貸料、配当、利子、利益、キャピタルゲインなど）がその資産の当初の価格に占める比率を意味する。主に人口要因に起因する成長率（ｇ）は人類の歴史の大半でゼロに等しかったのに対し、資本収益率（ｒ）は常にプラスでますますこの不等式から過去に蓄積された富が次第に桁外れの規模に達し、自動的に集中していくことが読み取れる。資本市場が経済学者の考える意味で純粋でかつ完璧であるほど、ますます資本収益率（ｒ）>>成長率（ｇ）となるのだ。これを現実の世界でいえば、不平等は拡大する一方だということになる。” すなわち、従来の経済学では資本主義が機能し経済活動が活発になれば格差は是正されると考えられてきたが、一般の国民が働いて得られる所得の成長より、不動産や株式、金融資産を持っている富裕層の利益の伸びのほうが大きく、経済が成長すればするほど格差は拡大するというのだ。そして格差の是正のためには「国際協調」のうえで「全世界規模」の「資産台帳」を作って「富裕層に対する累進性の資産課税」をかけて富の再分配をするべきと主張している。2016 年から 2017 年の世界ではイギリスの EU 離脱や “America First” を掲げるトランプ大統領の誕生で、「国際協調」どころかナショナリズムの方向に大きく舵が切られたようにも思えるが、ピケティの分析は示唆に富む。

確かに過去 20 年の現実に目を転じると、実需取引とは次元の異なるデリバティブを組み込んだ金融取引の失敗が何度も世界連鎖的な金融危機を招き、これにより国家財政が破綻に追い込まれてきた。デリバティブはてこの原理の如くより大きな変動、すなわちリスクをもたらす。1998 年にはウォールストリート最大級ヘッジファンドロングターム･キャピタル･マネージメント（LTCM）の破綻、2007 年にはサブプライムローン金融商品に起因するリーマン・ブラザーズの経営破綻が起きている。これら金融危機は国家財政の破綻を招き、貧しいものはますます貧しく、そればかりか成長を続けてきた先進国の中間層までが経済的に不安定になり、国家財政の重要な担い手がいなくなる状況をもたらしつつある。

かような背景のもとで 2010 年 10 月 21 日、Bloomberg により「グーグルの海外所得に対する税率が 2.4％に抑えられている」[5]という記事が発端となり、Double Irish With A Dutch Sandwich（以下「DIDS」）なる課税逃れのスキームが白日の下に晒された。さらに 2012 年 10 月 15 日のロイター通信社のスターバックスの租税回避に関する記事[6]は不況にあえぐ英国民の反感を買い、スターバックスの不買運動にまで発展した。資本主義の勝者が税金を払わない一方、真面目に税金を払っている庶民が経済的に不安定な生活を強いられる、この矛盾がどのくらいの損失になるのか。

---

4　トマ・ピケティ『新・資本論』日経 BP 社　村井章子訳　361 頁 ~364 頁参照　　本書はフランスの日刊紙に連載したピケティの時評をまとめた要約版

5　Jesse Drucker,　Google 2.4%Rate Shows How $60 Billion Is Lost to Tax Loopholes, http://www.bloomberg.com/news/print/2010-10-21/google- ２ - ４ -rate-shows-how-60-billion-u-s-revenue-lost-to-tax-loopholes.html

6　Special Report：How Starbucks avoids UK taxes

３　失われた国家の富　税金を払わない存在がもたらす死腔的損失

税金は富の再分配であり、税金を払わない存在は経済学的にも非効率性をもたらすといわれる。コスト面から①タックスシェルター（租税回避商品）の開発や販売、利用等、課税庁の調査、否認に伴うコストは何かを生み出すものではなく、経済的に死腔的損失（deadweight loss）を生じ、②企業が租税を減少させるだけの目的で様々な投資活動を行う結果として資源配分の攪乱をもたらすといった直接的、間接的経済的非効率性が指摘されている[7]。現在では単なるコスト面だけでは不十分であり、会社の Corporate Governance や Tax compliance の尊重こそ長期的な企業価値の最大化をもたらし、それが一般の納税者の利益にかなうとの考え方がある[8]。

ガブリエル・ズックマンが著書「失われた国家の富」のなかで世界全体の家計の金融資産は約 73 兆ユーロ（2013 年月間平均１ユーロ 130 円で換算すると約９千 500 兆円）あり、そのうちタックス・ヘイブン国・地域に少なくとも８％（5.8 兆ユーロ　同 760 兆円）、そのうち８割にあたる４兆 7000 億ユーロ（同 611 兆円）が税務申告されていないと推定計算している[9]。財務省が公表している我が国の平成 28 年度歳入合計は 96 兆７千億円、このうち租税収入は 56 兆６千億円である。日本の国家予算の 10 倍以上が税務申告されていないことになる。

## 第２章 多国籍企業の租税回避スキーム

１　BEPS

2010 年の Bloomberg の記事が発端となり、多国籍企業が様々なスキームを駆使して極端な節税を行っていることがアメリカやイギリスの議会で問題となり、Base Erosion and Profit Shifting（税源浸食と利益の移転､以下「BEPS」という）への国際的な関心が高まった。これを受けて 2012 年、OECD により 15 項目の行動計画である Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting（以下「BEPS 行動計画」という）が公表され OECD 加盟国 34 か国および非加盟の中国、インド、ブラジルなど G20 メンバー８か国（2012 年当時）が協調することとされた。個々の行動計画については第 27 回学術研究討論会[10]シンポジウム論文で栃木県チームがすでに公表しており参照されたい[11]。本稿では従来適法とされてきたスキームが現在進行形でどのように包囲されているのか概観し考察を加える。

２　Double Irish with a Dutch Sandwich（DIDS）と BEPS 行動計画による包囲網

DIDS は 1980 年代後半に Apple によって開発されたといわれるが、アメリカの多国籍企業である Apple, Google, Microsoft, Facebook, Twitter などが利用しているといわれる。

---

7　中里実「タックスシェルター対抗策」税研　2006 年５月号 72 頁

8　中里実「タックスシェルターからタックス・コンプライアンスへ」ジュリスト 2016 ８月号 16 頁

9　ガブリエル・ズックマン『失われた国家の富』NTT 出版　林昌宏訳、渡辺智之解説 P62~71　なお闇の中の数値をどのように推定計算するのかは渡辺智之氏の解説 154 頁 ~156 頁

10　平成 26 年 11 月 21 日於さいたま市ソニックシティ「国際化社会における我が国の税制について考える」

11　鈴木寛「国際化社会における我が国の税制について考える」、宮本卓「タックス・ヘイブン対策税制の法的考察と今後の課題について」、齋藤次郎「国際課税の現状と今後の展望」

非常に複雑なスキームでその取引の一つ一つは合法とされてきたがOECD・G20が中心となって取り組んできたBEPS行動計画の取決めにより今後このスキームの合法性が担保されなくなる可能性がある。図は2012年7月23日付日本経済新聞掲載の図を参考に筆者がアップルのケースにあてはめてBEPS論点を加筆したものである。

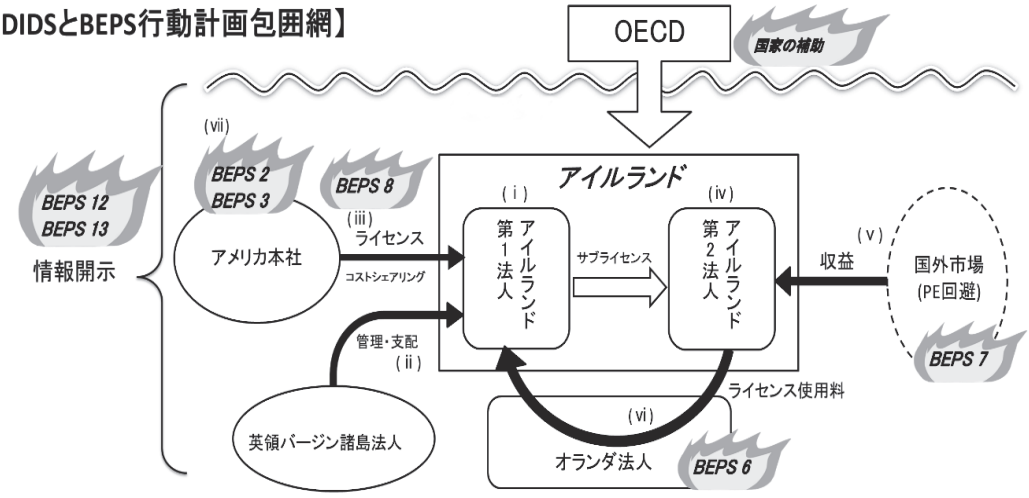


※図は日経新聞2012年7月23日付の図を参考に加筆

【図の説明】

(i) アイルランドに第1法人を設立する。
アメリカの税制では登記上の所在地で法人の居住・非居住が判定されるため、アメリカにとって第1法人はアイルランド法人となる。

(ii) 第1法人はタックス・ヘイブンの英領バージン諸島法人から管理支配を受けている。
アイルランドの税制では、登記上の所在地ではなく、管理支配基準で居住･非居住が判定されるため、アイルランドにとって第1法人は英領バージン諸島法人の支店であり、その国外所得にアイルランドの法人税は課せられない。これにより第1法人に流れてくる海外向け知的財産にかかるライセンス料をタックス・ヘイブンの国・地域に集積させる。(→アイルランド利用スキーム)

(iii) 第1法人はアメリカ本社が開発した知的財産をbuy-inという特殊アレンジによる使用許諾と将来研究開発されるもののコスト・シェアリング契約によって譲り受ける。単なる知的財産の譲渡なら生じうるアメリカのキャピタルゲイン課税を回避できる。
(→BEPS 8移転価格税制　無形資産)

(iv) アイルランドに第2法人を設立し【Double Irish】、第1法人は第2法人にサブライセンスを付与する。第2法人にはアメリカ以外の国の収益のほとんどが計上される。

(v) 進出する国外マーケット国にはPE認定を受ける機関を設置しない。
(→BEPS 7　恒久的施設(PE)認定の人為的回避の防止)

(vi) 第2法人は、アメリカ以外から得た販売収益をライセンス料として親会社である第1法人に支払うが、直接支払うとアイルランドの源泉税がかかるため、そこにオランダ法人を介在させる。【Dutch Sandwich】 オランダ法人を介在させれば、アイルランドとオランダ間の租税条約によりライセンスフィー(ロイヤルティ)の支払に源泉税がかからない。
(→BEPS 6租税条約濫用の防止)

(vii) 第1法人に蓄積された利益がアメリカのCFC税制(外国子会社合算税制)の適用を受けないようにするため、アメリカ税法のチェック・ザ・ボックス規制を使う。チェック・ザ・ボックス規制はアメリカ企業が海外に持つ拠点を①事業体(課税対象)とするか、②構成員;パススルー(課税対象外)とするか自ら選択できる米国財務省規制。ここでは第2法人、オランダ法人を第1法人の②パススルー事業体を選択することにより、オランダ法人を介した第1法人と第2法人間の取引は同一会社内の内部取引とされ、アメリカのCFC税制に抵触しない。
(→BEPS 2　ハイブリッド・ミスマッチ取極めの効果否認、BEPS 3　CFC税制の強化)

12 13 14 15

12　国税庁　居波邦泰「税源浸食と利益移転(BEPS)にかかる我が国の対応に関する考察(1)参照

13　大田洋「BEPSとは何か」 ジュリスト2014年7月No1468　36頁~43頁　参照

14　合田寛 『タックスヘイブンに迫る』新日本出版社75頁　参照

15　渡邉哲也『パナマ文書』徳間書店70~71頁参照

BEPS 行動計画２（以下BEPS 2　図には概ねの該当部分を表示）によりハイブリッド・ミスマッチの取極め効果の無効化が提示された[16]。租税は国家主権の最たるもので国家は自国にとって最適な税制を構築するため必然的に各国間で差異が生じるが、この各国間の差異を利用する課税の繰延や二重非課税を是正する観点から国際レベルでの課税の統一性を向上させ、国内法の制度設計や OECD モデル租税条約の改定を勧告するものである。BEPS 3では CFC 税制の強化を勧告する[17]。CFC（Controlled Foreign Company）税制は我が国の外国子会社合算税制に相当するもので軽課税国・地域に設立された子会社に意図的に所得を移転することによる租税回避に対抗するため、外国子会社に対する課税を強化する。しかし CFC 税制の役割は各国の租税体系により随分温度差があるようである。完全な全世界所得課税を維持するアメリカが積極的なのに対し、域内の自由な経済活動を保障する EU 諸国は限定的であるため、単一の制度設計とはせず各国が自国の状況に応じた選択を認めている。この勧告をうけて我が国の外国子会社合算税制も現状の税率 20% 未満という税率基準をなくし所得の種類によって課税の有無を判断する仕組みに切り替えることが検討され、事実上 CFC 税制の強化が行われようとしている[18]。BEPS 6では租税条約の濫用を防止するため OECD モデルの租税条約の改定案が議論されている[19]。BEPS 7では恒久的施設（PE）認定の人為的回避の防止が議論された[20]。OECD モデル条約では二重課税の発生を防止するため、源泉地国の課税権を制限し「PE なければ課税なし」原則を規定している。このためあえて PE の定義に該当しない形態で事業活動を行い源泉地国での課税を逃れようとする租税回避が行われてきた。これに対抗するため PE 概念の拡張を行うとする。従来 PE に該当しない場合も今後 PE 認定され居住国との課税関係が発生する可能性がある。BEPS 8では移転価格税制で特に問題の多い無形資産取引に適切に対応するため , 移転価格の結果が価値の創造（value creation）に沿ったものになるよう独立企業原則をより強靭なものとする作業が行われた。DIDS に用いられている費用分担契約についても契約の形式ではなく重要な価値創造の機能を実際に果たす関連企業が適切な対価の受領が期待できるとの考え方にもとづいて改定されている[21]。

国境を越えた租税回避スキームは納税者があらゆる非対称性の間隙を突いてどこからも課税されない loophole を見つけて税金費用を最小化する裁定取引であることは冒頭で述べた。とりわけ情報の非対称性に対応するための BEPS 問題の大きな柱として、BEPS12 および BEPS13 が勧告されている。BEPS12はアグレッシブまたは濫用にあたる可能性のあるタックス・プランニング（potentially aggressive or abusive tax planning）について、

16　財務省主税局参事官室「BEPS プロジェクトの各行動計画の概要①」INTERNATIONAL TAXATION　Vol.36 No.3　36 頁～ 39 頁

17　財務省主税局参事官室 前掲注（16）39 頁～ 41 頁

18　2016 年 12 月 8 日平成 29 年度税制改正大綱が公表された。形式基準からより経済実態に即して課税できるような法体系により合算課税の検討対象とすべき外国子会社は増加することが予想される。

19　財務省主税局参事官室「BEPS プロジェクトの各行動計画の概要②」INTERNATIONAL TAXATION　Vol.36 No.4　47 頁～ 49 頁）

20　財務省主税局参事官室　前掲注（17）49 頁 ~51 頁

21　財務省主税局参事官室 「BEPS プロジェクトの各行動計画の概要③」INTERNATIONAL TAXATION　Vol.36 No.5　56 頁～ 58 頁）

それらのスキームの開発者であるプロモーターと納税者の双方、またはいずれかに報告義務を課す開示制度を導入するとしている。我が国ではまだ導入されていないが、租税回避商品にかかる早期開示や報告の義務化はすでにアメリカで Aggressive Tax avoidance Transactions（ATAT）、イギリスで Disclosure of Tax Avoidance Schemes（DOTAS）として、さらにカナダ、オーストラリアなどでも制度化され、行き過ぎた租税回避商品を開発した者や投資した者が当局への早期開示と報告を行い、問題ありとされたものについてはそれらを規制するための法改正がなされ、不開示に対しては各種の罰金がある[22][23]。しかし、である。私見であるが、そもそも納税者と課税当局との関係は古来より hide and seek、企業にとってタックス・プランニングは重大な企業機密である。何をもって「アグレッシブ」とするのか、開示するものとしないものの境界線をどこで引くのか、自由な経済活動を制約し成長の重たい足枷となっては本末転倒である。納税者の不確実性を増幅しないよう客観的な制度設計が必要と考える。もっとも、開示義務を課すというアナウンスメントが、当面「アグレッシブ」なタックス・プランニングの抑止力にはなるであろう。企業は「アグレッシブ」の限りなく手前で極値解を見つけようとするのではないか。

BEPS13 は多国籍企業に対して移転価格文書化の作成と課税当局への提出を義務付けた。この文書の概要を下図に示す。これとは別に個人・法人いずれに対しても、CRS（Common Reporting Standard；共通報告基準）を適用するとして、金融機関経由で国内外の課税当局が個人・法人の金融情報の入手を飛躍的に効率化することを目指しているがこれについては後述する。

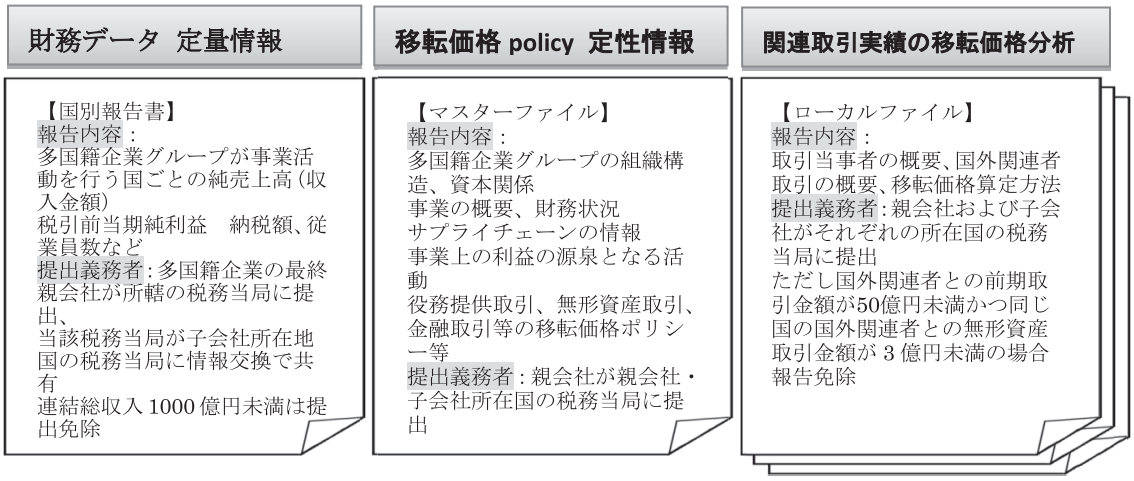


※EY 税理士法人編「移転価格文書化の実務入門」　6 頁を参考に加筆

三層構造からなる移転価格の文書で課税当局は従来にないほど多国籍企業の全体像の情報を入手することになる。そして課税当局はさまざまなツールを用いて企業情報を共有化していく流れを一気に加速させるであろう。情報が集積されれば当然のことながら機密情報の漏洩リスクは高まる。国別報告書の取り扱いを巡っては子会社が直接提出するのではなく、親会社が提出し条約による政府間共有方式が採用されている。その理由は仮に各国

22　川田剛「海外資産をめぐる調査の現状と今後の方向性」税経通信　2015.10　24 頁～ 27 頁
23　川田剛「BEPS 行動計画 12 の考え方」 税経通信　2016.03　6 頁～ 9 頁

の子会社が各国の税務当局に提出するなら多国籍企業全体の機密を子会社が保持することとなり、多国籍企業のコーポレート・ガバナンスに重大な影響をもたらすこと、また、合弁パートナーは別の国では熾烈なライバルかもしれず、国別報告書が入手できてしまうとクロスボーダーの経済交流が阻害されることが懸念されるからである[24]。日本企業にとってはどのようなインパクトがあるだろうか。欧米の多国籍企業の本社税務部の権限は強く、親会社主導の下で子会社を強力なコントロール下においてきたのに対し、日本企業の場合どちらかというと海外子会社に裁量を与え親会社によるグローバルな一元管理という点では脆弱な傾向があった。日本企業には親会社主導の統一的な国際税務戦略を構築してすべての課税当局に一貫した移転価格ポリシーの説明ができるような体制がより強く求められることになるであろう[25]。さらにこれらの企業情報を入手した進出先、とりわけ新興国などの課税当局が自国にとって都合のいいような税の執行を行えば、日本企業にとって理不尽な課税リスクが増大することが懸念される。

### 3　DIDS と OECD からの包囲網

BEPS 行動計画として個々に検討されている事項以外に 2016 年 8 月 31 日、欧州連合（EU）の欧州委員会がアイルランド政府に対して米アップルに 130 億ユーロの追徴課税をするよう指示した。注意すべきはアイルランドの課税当局が自らの判断でアップルに対して追徴するのではなく、「EU の欧州委員会」が、「アイルランド政府」は「米アップル」に対して、追徴課税せよと指示した点である。アイルランドの一般的な法人税率 12.5％が低いというのではなく、アップルが 2003 年から 14 年にかけてアイルランドから受けていた税優遇措置が EU 法の禁じる「国家の補助」にあたることを根拠としている。この措置はいろいろな立場から利害が錯綜する。すなわち、不況にあえぐアイルランド国民にとって、これが実現すれば年間の医療予算を賄える額の税収がもたらされる。他面、アイルランド政府にとっては経済活動を呼び込むための税優遇政策だったところ、これを失えば将来の国家の不利益につながり当初の目的とは逆の結果となる。さらに、アップル親会社の所在地であるアメリカにとって、米アップルがアイルランドに納税すれば自国の税収を失うことになる[26]。

1684 年のウェストファリア条約以降、主権は自分の支配する領域においてしか行使できないという主権国家併存状態が現在の国際秩序であり、課税の執行管轄権はどの国もその主権の及ぶ範囲を超えて課税管轄権を行使することはできない[27]。BEPS 行動計画はあくまで先進国主導で進められているものであり、国際秩序全体からみると資源のない小さな国・地域が世界の金融取引を集中させて低税率で緩い規制、秘密を守ることで発展してきた側面も無視できるわけがない。EU の欧州委員会の強引ともいえる「指示」がどのような結末となるのか、2016 年 11 月時点では結論がでていない。

---

24　山川博樹 「租税回避をめぐり、今何が起こっているのか」NBL　No.1075　33 頁

25　山川博樹 前掲（24）33 頁 ~39 頁　参照

26　日経新聞 2016 年 8 月 31 日、9 月 2 日記事を参照

27　中里実 「BEPS プロジェクトはどこまで実現されるか」租税研究 2015 年 8 月 7 頁～ 10 頁

4　Swiss Trading Company

スターバックスの租税回避事案が注目されるようになったのは、2012年10月のロイター通信が、「スターバックスは英国ビジネスについて、英国の税務当局に対しては赤字を申告しておきながら、投資家には利益が出ていると説明している」と報道したことがきっかけである。

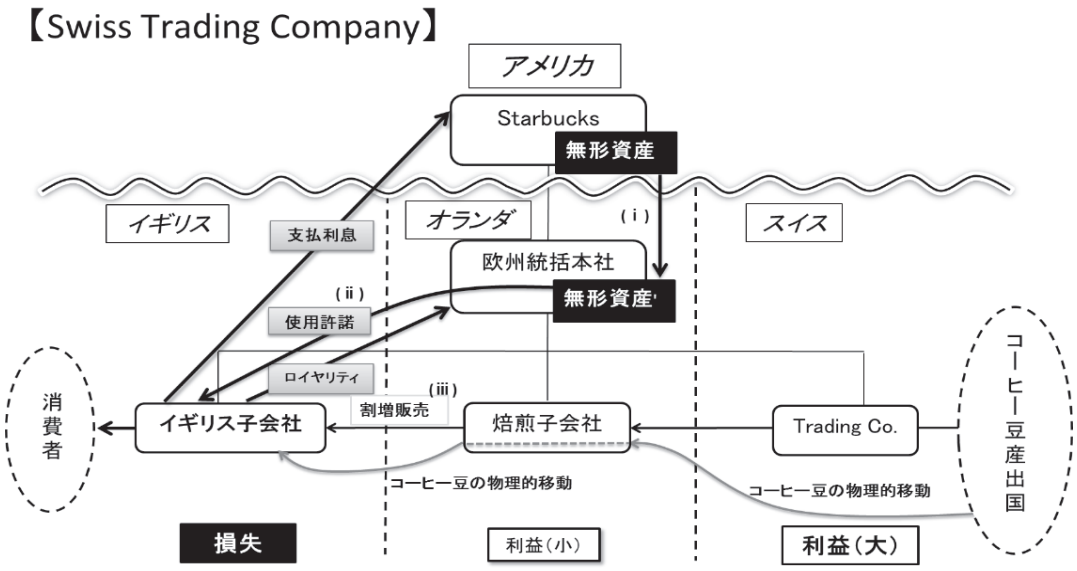


※図は志賀櫻著 リーマン・ショック後の国際租税制度と国際金融システム改革「国際課税の新展開」12ページの図を参考に加筆

【図の説明】

【無形資産スキーム】
(i)　アメリカ親会社からオランダの欧州統括会社にコーヒー製法に関する知的財産権や、“スターバックス”商標等の無形資産を移転。
(ii)　イギリス子会社に無形資産の使用許諾を付与し、イギリス子会社からは売上の6%のロイヤリティを受領。この時、オランダの税務当局に個別ルーリングの申請をしてロイヤリティには低税率で課税することに合意。

【コーヒー豆の売買スキーム】
(iii)　コーヒー豆はスイスの子会社（Trading Co.）を経由して2割増の価格で購入することでイギリス子会社の課税所得を下げる。スイスの子会社はスイス国外で製造した製品をスイス国外の顧客に販売する場合、スイスの州レベルでの優遇税制の適用を受けることが可能となる。
ただし、コーヒー豆のモノの流れ自体はコーヒー豆市場から直接オランダの焙煎子会社に輸入されてイギリスのスターバックスへ輸出される。
これらスキームにより英国における利益を圧縮する実態が明らかになった。

スターバックスのスキームはコーヒー豆製法に関するノウハウやスターバックスの商標権等の無形資産をアメリカ親会社から移転する無形固定資産スキームとコーヒー豆の売買に関するスキームからなる。

5　スターバックスの非課税コスト

欧米の企業経営は株主からの圧力が強く、株主価値の最大化による配当（インカムゲイン）や売却時のキャピタルゲインの最大化を実現することは経営者の義務であり重要な企業戦略となる。そしてその過程では税金は単なるコストであり、これを最小化することが税引後キャシュ・フローの最大化ひいては株主価値の最大化に直結する。一方、スターバックスは従来からフェアトレード（Fair Trade；公正取引）を掲げてきた。即ち立場の弱い発展途上国の生産者がコーヒー豆の価格変動にさらされ不当に安価な価格で買い叩かれることを防ぐため、通常の国際価格よりもやや高い価格で安定的に購入することを企業コン

セプトとしてきた。そこに租税回避の報道が出たため、英国市民が怒り不買運動を起こした。スターバックスはこれをブランドイメージの損傷による明確なコストとして認識し、「法の求めを越えて」[28]利益に関係なく２年間で合計２千万ポンド（約 26 億円）を英国に支払い、オランダ統括本部の機能を英国のロンドンに移すとして租税回避スキームの変更を行った。株主価値の最大化のために税金費用の最小化を図ったはずであったが市民の怒りとブランドイメージの殷損が予期しなかった非効率なコストを発生させたといえる。

以上多国籍企業の租税回避スキームが白日の下に晒されて BEPS 問題は各国の法改正が加速する Post BEPS の局面に入っている状況や、租税回避がどこかで非効率なコストを引き起こす状況に検討を加えた。ところで最終的に企業の富の分配を受ける個人である自然人はどうか。

## 第３章　富裕層の租税回避

### １　武富士訴訟にみる苦渋の決断

2011 年（平成 23 年）２月、武富士訴訟の最高裁判決が下された。この事例の概略は以下である。武富士の創業者である元会長夫妻がオランダ王国に存する法人（以下「オランダ法人」という。）に武富士株 1560 万 8800 株を譲渡したうえで、オランダ法人の出資口の９割相当を「香港に住む」長男に贈与したが、納税者側は日本には課税権がないと判断して贈与税の申告をしなかった。ところが東京国税局が課税価格 1653 億円、申告漏れ贈与税額 1157 億円を指摘し賦課決定処分をしたため、納税者が国税局を相手取り追徴課税処分の取り消しを求めたものである。1999 年当時の贈与税は受贈者の住所または受贈財産のいずれかが国内にあることが課税要件とされていたため、外国に移転した財産を外国に「住んでいる」日本人が贈与を受けても贈与税の対象とならず、さらに香港の税法では贈与税がないため、結果として日本でも香港でも課税されない状況が生じた。このスキームで焦点となったのは受贈者の住所すなわち「生活の本拠がどこか」であった。最高裁判決では「主観的に贈与税回避の目的があったとしても、客観的な生活の実体が消滅するものではない」として住所が海外であることを認め、国側が全面敗訴となった事案である。裁判官須藤正彦氏は補足意見で「一般的な法感情の観点から結論だけみる限りでは、違和感も生じないではない。しかしそうであるからといって、個別否認規定がないにもかかわらず、この租税回避スキームを否認することには、やはり大きな困難を覚えざるをえない。・・・納税は国民に義務を課するものであるところからして、この租税法律主義の下で課税要件は明確なものでなければならず、これを規定する条文は厳格な解釈が要求されるのである。明確な根拠が認められないのに、安易に拡張解釈、類推解釈、権利濫用法理の適用などの特別の法解釈や特別の事実認定を行って、租税回避の否認をして課税することは許されないというべきである。そして、厳格な法条の解釈が求められる以上、解釈論にはおのずから限界があり、法解釈によっては不当な結論が不可避であるならば、立法によって解決を図るのが筋であって、裁判所としては、立法の域にまで踏み込むことはできない。後年の新たな立法を遡及して適用して不利な義務を課すことも許されない。結局、

28　山田有人 「タックス･プランニングにおける「暗黙の税」と「非租税コスト」の重要性」税経通信 2015 年９月号 165~174 頁　参照

租税法律主義という憲法上の要請の下、法廷意見の結論は、一般的な法感情の観点からは少なからざる違和感も生じないではないけれども、やむを得ないところである。」[29]と述べている。租税法律主義の下では租税回避の意図があったとしても、“けしからん”だけでは課税できず、新たな立法による解決をはかるしかないとの苦渋の結論が見て取れる。

## 2　2000年以降の税法改正からCRSまで

武富士事件を受けて平成12年（西暦2000年）の租税特別措置法の改正をはじめとする国境を越える財産に対する我が国の課税権の確保を趣旨とする法改正が行われてきた。そして課税するには適切な情報収集が必要であり、一定の納税者、金融機関、証券取引業者には課税庁への報告義務を課している。

| 制度 | 課税庁への報告内容 | 情報提供者 |
|---|---|---|
| 国外送金調書 | 100万円超の海外送金、海外から受領した送金について氏名住所（従来の300万円超から引下げ） | 金融機関 |
| 国外財産調書 | 5000万円超の国外財産がある場合の財産の種類価額等 | 納税者 |
| 国外証券移管等調書 | 国外証券口座への移管情報 | 金融商品取引業者 |
| 財産債務調書 | 所得2000万円超かつ３億円以上の財産または１億円以上の有価証券等がある場合 | 納税者 |

国外財産調書や財産債務調書の意義は従来のフロー概念である所得のみならず、ストック概念である資産にまで報告対象を拡張している点である。日本の居住者が日本の課税権を離脱する場合の国外転出時課税制度の実効性をはかるため、ひいては将来の相続発生時の情報収集の効率化をはかるためとも解される。

注目すべきは2018年９月から予定される金融口座情報自動的交換におけるCommon Reporting　Standard（共通報告基準　以下「CRS」）の導入であろう。課税当局が金融機関を通して個人・法人の金融情報の入手を飛躍的に効率化するもので以下に概略を示す。

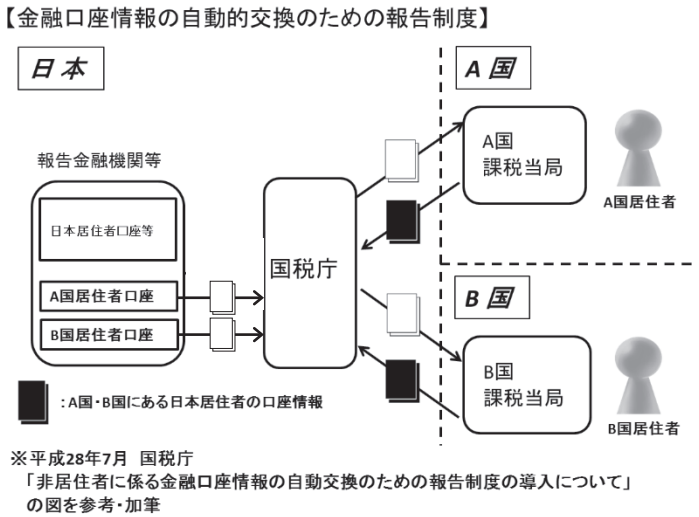


金融機関に保管されている非居住者の口座情報を金融機関から課税当局に報告する。例えばＡ国居住者の口座やＢ国居住者の口座がわが国にある場合、この口座情報は国税庁に報告され、それぞれの国の課税当局に報告される。

逆に自国の居住者の外国に保管されている口座情報は居住者の課税当局が相手国の課税当局から自動的に入手できる。例えば日本の居住者の口座がＡ国やＢ国に存在していれば、

29　平成23年２月18日　最高裁判所第二小法廷　判決　平成20年（行ヒ）139号

A 国、B 国の課税当局に報告されて日本の課税当局が情報を入手できることになる。

従来も個別的な情報の入手は各国の当局に要請すれば入手できたが（要請に基づく情報交換）、CRS は年に一度まとめて情報を交換するため（自動的情報交換）、課税当局の情報入手の容易さと量が格段に増大するといわれる。口座情報は本人の氏名、住所、納税者番号にとどまらず、預貯金の利子、配当、有価証券の売却などのフローの所得情報、預貯金残高、有価証券残高などのストックの財産情報などを含んでいる。日本の居住者（但し非永住者を除く）であれば海外で生じた所得がたとえ海外の口座に入金されたものでも全世界所得課税となるため、この情報により課税庁が所得税はもちろん将来の相続税の課税権をより確実に執行できることになる。この一環として我が国では 2017 年 1 月 1 日以降、金融機関での口座開設にはマイナンバーを記載した届出を要する法改正が行われた。

CRS は米国ですでに導入されている FATCA[30]（Foreign Account Tax Compliance Act；外国口座コンプライアンス法）を参考にしたとされる。FATCA は個人・法人を問わず、米国籍であればたとえ外国居住者であっても外国居住国の金融機関に対し、当該個人・法人の口座情報を米国課税当局（IRS）に提供することを義務化した制度である。情報提供しない場合、その者の米国源泉所得に対して金融機関が 30％の懲罰的源泉徴収を代理で行うといった罰則がある。問題は米国がすでに FATCA を導入していることから、CRS には加わらない意向を表明していることで（2016 年 4 月現在）、CRS と FATCA には情報入手のギャップと各国の利害対立が懸念される。すなわち、CRS を導入しても日本の課税当局は日本居住者の米国口座情報は自動的には入手できないのに対し、日本に居住している米国籍の者の口座情報は FATCA によって米国歳入庁が入手できることになり、日米の課税当局の口座情報へのアクセスの容易さが平等ではないことである。さらに、CRS に 101 カ国・地域が参加を予定しているが[31]、参加国の情報提供が均等で漏れがない状況でなければ参加国間で不平等が生じ、有効に機能しないのではないか懸念される。

### 3　実質的支配者（Controlling Person）情報

パナマ文書の公表をうけて、2016 年 4 月 14,15 日の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議声明が公表された。このなかで脱税のみならず、マネーロンダリングへの対策の観点もふまえ、法人（ペーパーカンパニー）等が犯罪の隠れ蓑にならないように、その企業を実質的に支配する自然人（「実質的支配者」）に関する情報を特定するための国際協調を推進す

30　FACTA　Foreign Account Tax Compliance Act 外国口座税務コンプライアンス法 2007 年にスイス大手銀行 UBS の元行員がアメリカの富裕層の秘密口座を利用した脱税を幇助したことをアメリカの裁判所で証言、2008 年にアメリカ歳入庁 IRS は UBS を脱税幇助で訴え、アメリカとスイスの外交問題となった。2010 年 UBS はアメリカ政府に対し 4,450 人の富裕層顧客リストの引き渡しと 7 億 8000 万ドルの罰金を支払うことを受け入れ、アメリカは UBS に対する提訴を取り下げた。もとよりスイス銀行は秘密のベールで被われ、顧客情報にアクセスすることはもっとも難しいと考えられていたが、これが銀行秘密の扉を開く契機となったといわれる。オバマ政権は 2010 年に外国口座税務コンプライアンス法を成立させ、アメリカ国民に対し自分の外国口座を IRS に報告することと、外国金融機関に対してもアメリカ国民の口座情報を報告する義務を課した。

31　2016 年 5 月時点　財務省平成 28 年 5 月 26 日説明資料

るとしている[32]。

国税庁の公表する非居住者にかかる金融口座情報の自動的交換のための報告制度FAQ 41では「実質的支配者とは」として、法的根拠を犯罪収益移転防止法および同施行令ならびに施行規則としており[33]、法人の「実質的支配者」を議決権の25％超を有する自然人がいるか、いない場合は出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有する自然人がいるかを判断のメルクマールとしている。OECDが公表している「The CRS Implementation Handbook」の106でも実質的支配者（Controlling person）をFATCAのいうbeneficial ownerに相当するものとして、事業体を支配する自然人で例えば、Aが単独で25％超の議決権を所有する自然人であるか、もしAが20％であってもAに従う他の個人が10％の議決権をもっていたのならAが実質的に支配しているということになる、といった記述がある[34]。我が国の企業会計で連結財務諸表の連結の範囲の決定における支配力基準の考え方とも共通するところがあるが、CRSの言っている「実質的支配者」は実体のある法人のみならずマネーロンダリングやテロ資金の隠ぺいのため作られたペーパーカンパニーの実質的支配者の追跡まで広くとらえているようである。実体のある法人を対象とする企業会計上の連結の範囲は、議決権要件を満たさなくても他の会社の意思決定機関を支配するような一定の事実に照らして実質的に判断すべきとされる。一定の事実として例えば株主総会だけではなく、経営の意思決定を行う取締役会に人員を送り込んだ意思決定機関の支配、財務や営業方針決定を支配する契約の存在、資金の融資関係による支配、同意する他の株主の存在など具体的な指針が定められている[35]。しかしこのような「実質的判断」をたとえば金融口座情報を取り扱う金融機関で行え、というのはいささか荷が重すぎるのではないか。またデータベースで管理され毎年毎年交換を予定される情報に「実質的判断」が果たしてなじむのか、今後の運用の実効性確保のためにはより具体的な指針が必要となろう。

4　タックス・ヘイブンを利用した多階層化信託スキーム　実質的支配者情報の入手は？

仮に、日本に居住するX氏の相続税対策と企業支配の継続を目的とした以下のような

---

32　平成28年5月26日財務省説明資料　平29・5・26　際D７－２　１頁、６頁

33　「犯罪収益移転防止法施行規則第11条第２項各号に定める者は、議決権の保有その他の手段により当該法人を支配する自然人とされ、全ての法人に実質的支配者が存在することが想定されています。」と記述されている。警視庁が公表している犯罪収益移転防止法の概要（警視庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課犯罪収益防止対策室「犯罪収益移転防止法の概要」）では、もっぱらテロ資金供与やマネーロンダリングによる犯罪収益移転防止の観点から金融機関などが行うべき取引時確認や疑わしい取引の届出などが定められている。

34　Standard for Automatic Exchange of Financial Information in Tax Matters The CRS Implementation Handbook　106を参考とした筆者和訳

35　企業会計基準委員会　企業会計基準適用指針22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」なお議決権の保有割合という形式基準で連結の範囲を決定すると、期末近くに保有株式を売却して業績の悪い会社の意図的な連結外しが容易に行うことができた結果、これが連結財務諸表の虚偽の表示につながる問題があったため、形式のみならず実質的な支配の状況に踏み込んだ判断をすべきとされた。＊企業会計審議会　平成10年10月30日「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の見直しにかかる具体的な取扱い」

スキームを組み立てたとする。当初Ｘ氏が保有していたＡ社株式の一部は国内法人にわたり、さらにタックス・ヘイブン法人にわたる。このＡ社株式の実質的支配者は誰か？

【スキーム図の説明】
(ⅰ) Ｘ氏は友人とともにＡ社を設立し、Ａ社の株主としてＡ社株式（Ａ株グループ１、Ａ株グループ２、Ａ株グループ３、以下Ａ株１、Ａ株２、Ａ株３とする）を保有する。
(ⅱ) Ａ社が大きくなったのでＸ氏はＢ社を設立し、Ａ株２を譲渡。
(ⅲ) Ｘ氏はＡ株３を持分の定めのないＣ法人に寄付。
(ⅳ) タックスヘイブン地域にＸ氏や親族、Ｃ法人が出資するＤ社、Ｅ社を設立し、Ｄ社はＥ社の議決権を保有。
(ⅴ) Ｅ社はＸ氏よりＢ社株を100%取得。結果、Ａ株２をＥ社が間接保有。
(ⅵ) Ｅ社の議決権付き株式をＦ社を受託会社とする信託を組む。Ｆ社はＥ社株を運用し、運用益は海外の慈善団体に寄付。Ｘ氏や親族はＦ社の方針決定に影響力をもつ。

【タックスヘイブンを利用した 多階層化信託スキーム】

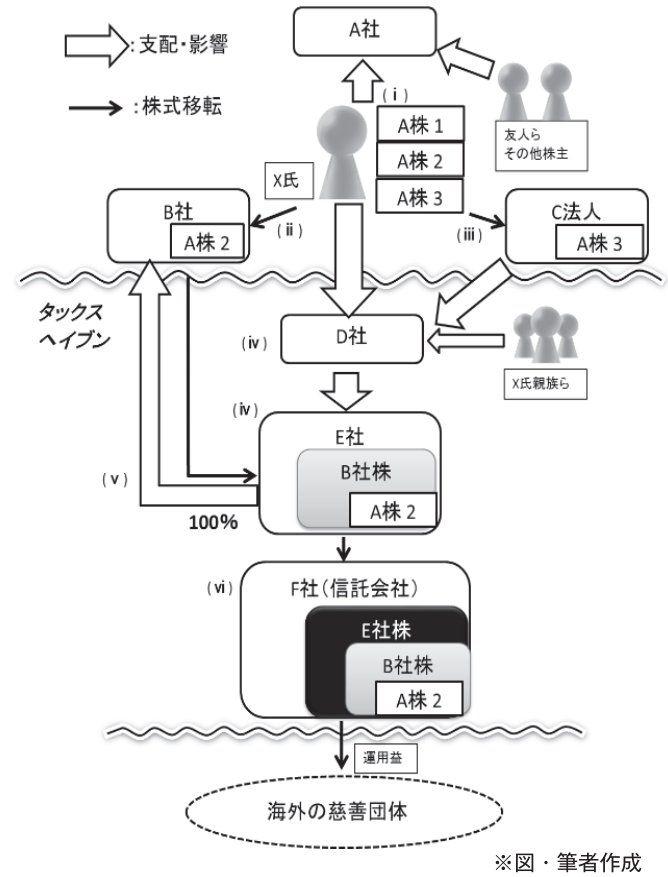


※図・筆者作成

Ｘ氏は当初Ａ株1、Ａ株2、Ａ株3を保有していたが、現在Ｘ氏の形式的な保有分はＡ株1だけのため相続税評価範囲はＡ株1のみとなる。日本国内でＸ氏からＢ社への株式譲渡、Ｃ社への寄付、Ｅ社へのＢ社株の譲渡の過程で適切な申告を行っていれば特に問題はないであろう。

図ではタックス・ヘイブンには3社しか登場しないが、仮にタックス・ヘイブンの国から別のタックス・ヘイブンの国に別の法人を設立して多階層化した場合、適切な申告かどうか、Ａ株2の実質的支配者が誰か、課税当局はどこまで情報が入手できるか。

まず、Ｃ法人に移転したＡ株３はどうか。持分の定めのないＣ法人には、公的な器という性質からそもそも対価を支払って支配するpurchaseという考え方がなく、株主も出資者もいない。Ｘ氏がＣ法人に影響力を持っていたとしても形式上も概念上も「支配」になじまず、Ａ株３の実質的支配者情報は図の（ⅲ）の段階で分断されるのではないか。次に、Ｘ氏からＢ社に売却されたＡ株２はどうか。転々と流浪し究極的にＦ社に受託されるわけであるが仮にＡ株２の議決権行使にＸ氏や親族、その他Ｘ氏に同意する株主によりＸ氏が影響力をあるいは指図権を有したとしても、Ｘ氏はＡ株２の「実質的支配者」にはあたらないか。

Ａ社が非上場会社で当初は同族会社であったと仮定する。Ｘ氏があらゆる方法で株式を分散させて非同族会社でかつ形式上同族株主のいない会社でＸ氏の保有するＡ株１の

議決権が15%未満となれば、配当還元方式[36]による評価が可能となる状況も想定しうる。この方法は原則的な評価方法に比べると極めて低い株価となることが多く相続税評価額は大きく圧縮しうる。法人税法施行令には同族関係者の範囲の判定に「同意している株主」の存在が規定されている[37]ものの、心の奥底、内心の意図まで判定できるのか。X氏がA社に対して暗黙の影響力を持っていたとしても課税当局はどこまで実質的な支配としての情報を入手できるのか。財産基本通達総則６項で「この通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。」と規定されているが、納税者・課税当局双方にとって法的安定性を確保するには実質的支配者の判断をより客観的に行える指針が必要と考える。

５　税務情報の入手について小括

以上国境を越える租税回避スキームに対抗するため、課税庁のあらゆる情報の入手についてその有効性と実質的な所有者情報入手の困難性について考察を加えた。今後移転価格文書化や国別報告書、CRSにより課税情報は電子化され地球規模でのビッグデータ化の方向に向かうだろう。会計監査の分野や医学の診断分野では人工知能の開発が進んでいるようであるが、税務の世界でも集積された世界的なビッグデータ間の情報の整合性にエラーがあれば人工知能が瞬時に発見する時代になるだろう。そうなれば納税者と課税当局の情報の非対称性は相当程度解消される。しかし人工知能はプログラムに組み込まれていることは瞬時に処理できるが、直観や自然人の内心の意図まで洞察することまではまだまだ困難であろう。さらに情報だけ入手できても課税の執行の根拠となる法整備を行わなければ究極的な富の再分配はかなわない。グローバル化された経済のスピードは速く、租税回避スキームはますます複雑化･多階層化している。どのような法整備が求められるのか。

## 第４章　個別否認規定から一般否認規定へ　IBM事件とヤフー事件

複雑なスキームの租税回避行為に対応する個別の法律の立法だけではもはや限界があり、スキーム全体として実質的な判断を行う包括否認規定の考え方の導入が議論されている。その象徴的な最近の事例が2016年２月に結審したIBM事件（法人税法132条１項）およびヤフー事件（法人税法132条の２）の判決である。

１　IBM事件（法人税法132条１項）

IBM事件は多国籍企業である米国IBMが保有する日本IBM株式を発行法人である日本IBMが取得（自己株式の取得）するにあたって、中間持株会社を介在させる取引で譲渡損失から生じた繰越欠損金を連結納税の採用により損金処理されたスキームについて、法人税法132条１項（同族会社等の行為または計算の否認）の「法人税の負担を不当に減少させる」かどうかが争われ、納税者勝訴となった事例である。

36　財産評価基本通達188-２　なお同188（３）参照

37　法人税法施行令第４条６項

【図の説明】
(i)　平成 14 年 2 月米国 IBM 親会社の 100%子会社である米国 WT 社が休眠会社 X 社を約 700 万円で買収して米国親会社の中間持株会社とした。米国のチェック・ザ・ボックス規制で米国 WT 社は構成員課税を選択して X 社は米国においては海外子会社ではなく「支店」扱いとされた
(ii)　平成 14 年 4 月に X 社は米国 WT 社から日本 IBM 株式を 1 株あたり約 127 万円、総額約 1 兆 9705 億円で購入。購入原資は WT 社から受けた 1 兆 8000 億円の無担保融資と WT 社が引受となった増資 1300 億円。
(iii)　平成 14 年 12 月から平成 17 年 12 月まで数回にわたり、日本 IBM 社は X 社の購入原価と同額で X 社より日本 IBM 株（自己株式）を全株取得。この取引で X 社は譲渡対価の額からみなし配当相当額を控除した額と譲渡原価の差額から生じた譲渡損失額約 4000 億円を次年度以降の繰越損失とした。
(iv)　平成 20 年 X 社は自らを親法人とする連結納税制度を採用し、当該譲渡損失から生じた繰越欠損金を損金に算入して連結確定申告を行った。

図の説明[38 39]

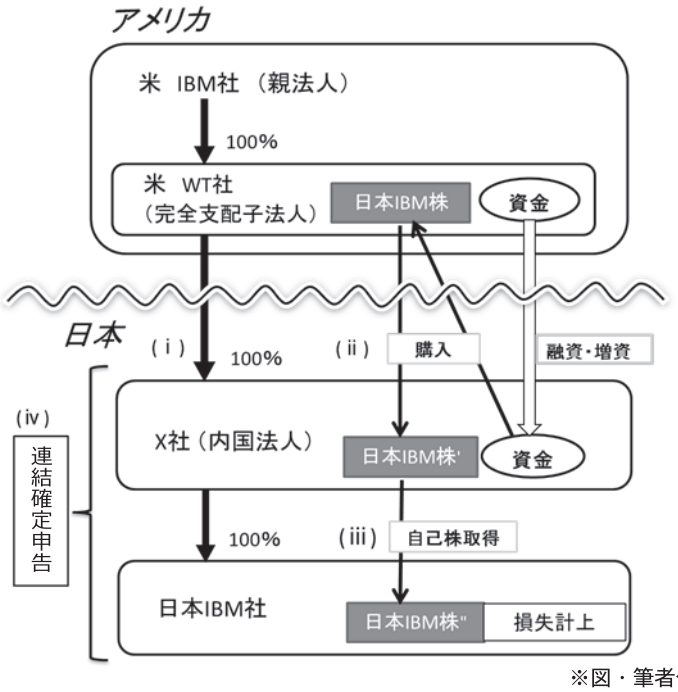


※図・筆者作成

判決は、地方裁、高裁で納税者勝訴のまま最高裁は国側の上告を受理しなかったため納税者が勝訴した。国側の高裁での主張は米国 WT 社による X 社の買収から日本 IBM 社が自己株式を取得する一連の行為は、IBM グループが日本国内において負担する源泉所得税額を圧縮してその利益を米国 IBM に還元するためのみならず、巨額の譲渡損失を計上して法人税 132 条 1 項にいう法人税額を「不当に減少」させたとするものである[40]。判決は不当に減少させるか否かは「専ら経済的、実質的見地において当該行為又は計算が純粋経済人として不合理、不自然なものと認められるか否かという、客観的、合理的基準に従って判断すべき」として国側の主張を退けたものの、経済的合理性を欠く場合には「独立当事者間の通常の取引と異なっている場合も含むものと解するのが相当」として、より広汎な基準を示した。

38　野田秀三 「租税回避行為をめぐる最近の判例の検討」租税研究 2016 年 5 月号　米国のチェック・ザ・ボックス規制 140 頁参照

39　図の説明文中（iii）は平成 22 年改正前の計算方法による。なお平成 22 年法律第 6 号改正後法人税法 61 条の 2 第 16 項では内国法人が完全支配関係にある他の内国法人の自己株式の取得により金銭の交付を受けた場合にはその株式の譲渡損益の計算上、譲渡対価となる額は譲渡原価に相当する額と改正され譲渡損益は計上されない。

40　平成 27 年 3 月 25 日　東京高等裁判所　第 20 民事部　判決平成 26 年（行コ）208 号、なお最高裁は平成 28 年 2 月 18 日不受理としている　平成 27 年（行ヒ）第 304 号

法人税法 132 条１項の不当減少性要件の解釈について、このような穏やかな考え方を示した当該判決については租税法律主義の面からも重大な疑義があるとの主張も存するところであり[41][42]、納税者側の実務上の不確実性が増大した判決とも解される。

２　ヤフー事件（法人税法 132 条の２）

ヤフー事件は、当事会社の繰越欠損金の引継要件を形式的に満たした適格合併スキームで引き継いだ繰越欠損金の損金算入について、法人税法 132 条の２（組織再編成に係る行為又は計算の否認）を適用して損金算入を否認し課税当局の更正処分を適法とし納税者敗訴となった事例である。

【図の説明】
(i)　平成 20 年 12 月 26 日　Ｙ社代表取締役Ｘ氏が IDCS 社の副社長に就任。
(ii)　平成 21 年２月２日　IDCS が分社型新設分割を行い IDCF 社を設立。
(iii)　平成 21 年２月 20 日　IDCS が IDCF 株のすべてをＹ社に譲渡。
IDCS 社は 650 億円の繰越欠損金を抱えており、このうち平成 21 年３月に期限の到来する繰越欠損金は 120 億円。
(iv)　平成 21 年２月 24 日　SB 社が IDCS 株のすべてをＹ社に譲渡　IDCS 社はＹ社の完全子会社となる。
(v)　平成 21 年３月 30 日　Ｙ社を存続会社、IDCS 社を消滅会社とする吸収合併。
IDCS の副社長となっているＸ氏のみＹ社の取締役、その他 IDCS 社の取締役は退任。
Ｙ社は IDCS 社の繰越欠損金を適格合併の要件を満たすとして引継。

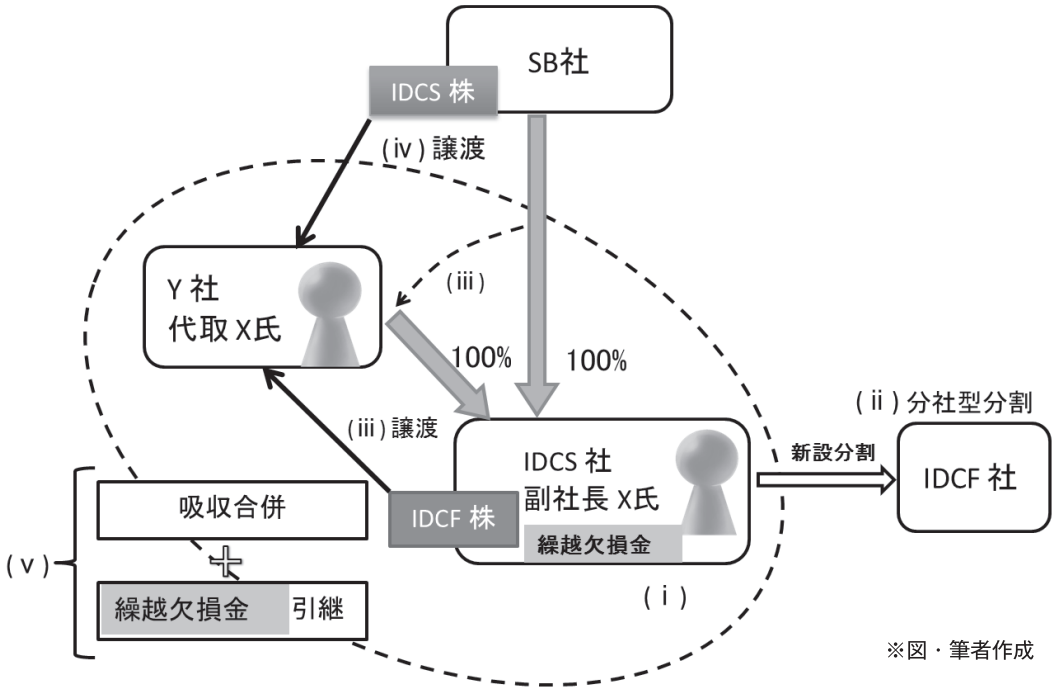


適格合併として繰越欠損金を引き継ぐためにはＹ社と IDCS 社との特定資本関係５年の要件を満たす必要があるが、(i)～(iv)の行為はわずか３か月の間に行われたもので、これを満たすことができない。そこで第２ステップとしてスキームに組み込まれたのがみなし

41　太田洋 「IBM 事件東京高裁判決の検討」国際税務 35 巻９号（2015 年）88~89 頁

42　伊藤剛志「一般的租税回避否認規定の適用が争われた裁判例」ジュリスト 2016 年８月号　31 頁～ 36 頁　においても「従来学説上で考えられていたよりも同族会社の行為・計算否認規定の射程を大きく拡張するもので、国民の経済生活に法的安定性と予測可能性を与える租税法律主義の重要な機能を減殺するもの」との見解がある。

共同要件[43]のうち、特定役員引継要件である。納税者側はX氏が被合併会社IDCS社の副社長（特定役員）であり、合併後にも継続して合併法人の役員となっていることから特定役員引継要件を満たし、適格合併によりIDCS社の繰越欠損金の引継が可能と主張した。判決は「本件副社長就任は、組織再編税制にかかる規定を租税回避の手段として濫用することにより法人税の負担を不当に減少させるもの」として法人税法132条の２にいう「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に相当するとしている[44]。当該不当減少性要件に関する解釈論の詳細は割愛するが、IBM事件とは対照的に同条の適用範囲を相当程度限定し、不当減少性要件に関する穏やかな解釈に一定の歯止めをかけたとの評価がある[45]。

以上２つの事例を読み解くに租税回避に対する一般否認規定（General Anti-Avoidance Rules: 以下「GAAR」）の導入の必要性は認識されるものの、その適用にあたって解釈論まで突き詰めると結局その解釈自体が多様化して納税者にとって分かりにくいものになっている。租税は国家が私人から財産権を移転するものであり、法律の根拠なしに国家が租税の徴収をすることは許されず法律の明確なルールと法的安定性と予測可能性を保証するものでなければならない。BEPS対抗策としてGAARを規定することが世界的基準になることも想定されるが[46]、拙速は避け十分な議論が必要と考える。この点中里実教授は過去の歴史から安易な導入にはより慎重に、「厳しい課税そのものを目的とするのではなく課税庁による調査を通したコーポレート・ガバナンスの役割強化と会社法を通じたタックス・コンプライアンスの確保という租税法と会社法の相互作用の強化が健全な道なのではないか」と述べられている[47]。

## 第５章　まとめ

国境を越えた租税回避は情報の非対称性、各国の税制や法制度の非対称性を利用してあたかも両掌ですくい上げた水が指の間からこぼれ落ちるようなloopholeを呈し、莫大な富が課税を免れている。ピケティは経済が成長すればするほど格差は拡大するのだから格差是正のためには国際協調のうえで全世界規模の資産台帳を作って富裕層に対する累進性の資産課税をかけて富の再分配をするべきと主張している。しかし2016年から17年の世界はイギリスのEU離脱や“America First”を掲げるトランプ大統領の誕生で国際協調とは逆のナショナリズムに向かっているようにみえる。

多国籍企業の租税回避に対してはOECDの進めてきたBEPS行動計画の最終報告を経

43　法人税法施行令（平成22年政令第51号による改正前のもの）112条７項より事業の相互関連性要件、事業の相対的規模要件（５倍以内）、被合併等事業の同等規模継続要件（２倍以内）、合併等事業の同等規模継続要件（２倍以内）、特定役員引継要件のいずれかを満たす必要がある。

44　最高裁判所第一小法廷　平成27年（行ヒ）第75号平成28年２月29日

45　太田洋「ヤフー・IDCF事件最高裁判決の分析と検討」税務弘報2016・６ 44頁、47頁

46　矢内一好『一般否認規定と租税回避判例の各国比較』財経詳報社２頁参照

47　前掲（８）18頁　ドイツの一般的な否認規定がナチスドイツの政権掌握とともに租税調整法によりもたらされた歴史的事例から一般的な否認規定の安易な導入にはより慎重にするべきとしている。

て勧告内容の実施の段階すなわち Post BEPS の段階に入ったといえる。我が国も含む各国では OECD の勧告に従った情報の透明化と法整備が急速に進められている。移転価格文書や CRS による情報プラットフォームの構築により課税当局の入手できる情報量は飛躍的な効率化を遂げるだろう。納税者のあらゆる情報がビッグデータ化され人工知能で整理整頓されれば情報の非対称性は相当解消され、租税回避に対する個別的な法整備も進むだろう。かつて法的には違法でないとされた租税回避スキームにも更なる包囲網がめぐらされていくに違いない。しかし BEPS 行動計画はあくまで先進国主導で進められてきたものであり、資源のない小さな国・地域が世界の金融取引を呼び込むため低税率で秘密を守ることで発展してきた歴史をみれば各国の利害は必ずしも一致しない。利害が違う方向を向いている中でそれぞれの国が同質の情報を、公平に、漏れなく入手してさらに機密の保持ができるのか。企業情報を入手した進出先国の課税当局が自国にとって都合のいいような税の執行を行えば、企業にとって理不尽な課税リスクが増大するだろう。情報資源をめぐる新たな国際間紛争のリスクの萌芽を早期に認識し、各国が節度ある情報の管理をするべく新たなルール作りが必要だ。また急速に進む法整備が租税回避規制ばかりに重点をおいたものであれば、かえって経済活動を委縮させ結果として経済全体の富の損失を生むパラドキシカルな結果にならないか。課税判断の上では個別的な法形式のみならず実質的な判断が必要となるにしても、判断のための客観性と法的安定性が必要だ。Post BEPS は始まったばかりであるが経済のスピードは速く待ったなしである。

最後に、民主主義の国家では租税の徴収と富の再配分が公正な方法で行われなければならない。本稿は主に歳入の透明化について論じたものであるが、当然のことながら国家は国民の税金がどのように使われているのか、その意思決定プロセスと配分の透明化を担保する必要がある。「歳入」の透明化は「歳出」の透明化とセットで押し進めなければ国民は納得しないだろう。

【その他の参考文献】

・中里実「課税庁による納税者情報取得活動の強化について」
　関東信越税理士会税経研究所研究シリーズ第 1 回
・酒井克彦「課税当局による資料情報制度の拡充とマイナンバー制度」
　公認会計士協会研修資料
・『国際課税の理論と実務』 73 の重要課題　本庄資編著
　新しい信託に関する国際課税の問題点　913 頁～ 933 頁
・『信託税制の体系的研究』日税研論集 vol.62
・太田和博「国税ｖｓタックスヘイブン攻防史」 文芸春秋 2016 年 6 月号 116 頁～ 123 頁